

官報
号外
昭和四十一年五月

昭和四十一年五月二十七日

- # 官報号外 昭和四十一年五月二十七日

○第五十一回 參議院會議錄第二十九號

七

大蔵省国際金融局長事務代理 村井 七郎君

同田内閣総理大臣から謹長宛 大蔵省国際金融局

長事務代理村井七郎君(前掲讃長承認)を第五十一

國會議員は在任した旨の通知書を受領し

去之二十日內雨為重，大臣、參議、農林首長悉

局長丸山文雄君の第五十二回國会政府委員を免じ

た旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十七日付を

もつて運輸省船員局長岡田良一君は退職となつた

の政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受

同日義長は内閣總理大臣官、五の者と第五十一回

國会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

農林省蚕糸局長事務代理 池田 俊也君

同日内閣総理大臣から議長宛、農林省蚕糸局長事

續代理池田俊也君(前指議長承認)卷第五十一回

会員の登録に付随する旨の通知書を発行した。

卷之三

王明讀《三才圖會》卷之二。故序於讀書日記。

消滅となつた吉の通田替を受領へ。

法の二十四回内閣から、社会保険制度審議会設置

法第九条の規定に基づく昭和四十一年度社会保険制

度審議会報告書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、去る二十日付をもつ

昭和四十一年五月二十七日 参議院会議録第二十九号 議長の報告

決しました。

(号外) 報官

決しました。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、電波監理審議会委員の任命に関する件を議題といたします。内閣から、電波法第九十九条の三第一項の規定により、古賀逸策君、藤井崇治君を電波監理審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

内閣から、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により、萩原吉太郎君を日本電信電話公社経営委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により、萩原吉太郎君を日本電信電話公社経営委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 土地収用法の一部を改正する法律案及び同法施行法案について、その要旨を御説明いたします。近年の地価高騰の実情にかんがみ、政府は、総合的な地価対策を逐次実施しつつありますが、その一環として、公共事業のための用地取得制度の改善をはかる必要があります。

すなわち、公共事業における用地費は、事業費のうち大きな割合を占め、しかも年々増加の一途をたどっておりますが、公共事業のために値上がりした、いわゆる開発利益を含む土地価格で用地を買収することは、公共事業の施行が国民全体の負担において行なわれているものだけに、きわめて不合理であり、何らかの改善措置が早急に講ぜられる必要があります。

現行の土地収用法は、収用する土地の損失補償について、収用の裁決の時の近傍類地の取引価格等を基準とすることとしておりますが、裁決時に

おいては、事業が実施されることによる値上がりります。収用の時期がおくれれば、それだけ値上がりを招き、いわゆるゴテ得の弊害を生じ、早期買収について協力を得ることが困難であつたのであります。

そこで、このよろづや現行制度を改正して、開発利益の帰属の合理化をはかることが、社会の要請にこたえる至当な措置であると考える次第であります。

[國務大臣瀬戸山三男君登壇、拍手]

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。瀬戸山建設大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 土地収用法の一部を改正する法律案及び同法施行法案について、その要旨を御説明いたします。事業認定の告示の時と、また、このよろづや補

する土地に関する補償額の算定の時期を原則として事業認定の告示の時とし、また、このよろづや補

する土地に関する補償額の算定の原則をともに併せて、被収用者は、事業認定の告示の時とみなします。

すなわち、今回の改正案におきましては、収用

する土地に関する補償額の算定の時期を原則として事業認定の告示の時とし、また、このよろづや補

する土地に関する補償額の算定の原則をともに併せて、被収用者は、事業認定の告示の時とみなします。

次に、土地収用法の一部を改正する法律案の主

要な点について御説明申し上げます。

第一に、収用する土地に対する補償金の額は、

近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応じる修正率を乗じた額とすることといたしました。

第二に、右の改正に対応して、土地所有者等の

利益の保護をはかるため、事業認定の告示があつた後、土地所有者等は、いつでも起業者に対し、

補償金の支払いを請求することができる」といたしました。

第三に、大規模な事業等におきまして、全体の用地取得を初年度に完了することができない場合等を考慮いたしまして、起業者は、事業認定の申請にあたって、起業地の全部または一部について、収用手続きを一時保留することができます。起業者は、この保留した土地について、必要に応じ都道府県知事に対し、収用手続きの開始の告示を申請するものとし、補償額の算定、補償金の支払い請求等につきましては、手続

等を考慮いたしまして、起業地を確定するところとし、起業者が、実際に土地を必要とするとき、または土地所有者等が希望するときに、あらためて、移転料等の損失の補償、土地・物件の明け渡しの期限等を内容とする明け渡し裁決を行なうこととしたものであります。

なお、補償金の支払い請求の制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため不要となる土地細目の公告の手続

は廃止することといたしました。

次に、土地収用法の一部を改正する法律施行法案の主要な点について御説明申し上げます。

まず、改正法は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することといたしました。

第二に、改正法の施行の際すでに現行法による事業の認定を受けている事業については、土地細目の公告を終わったものは現行法の手続による」とし、その他のものは改正法による手続保留の事業の認定を受けたものとみなすことといたしました。

第三に、土地収用法を適用して収用または使用をする旨を定めた都市計画法等の各種事業法及び公共用地の取得に関する特別措置法、不動産登記法その他の関係法律について、必要な規定の整備を行ないました。

以上が土地収用法の一部を改正する趣旨でござります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

竹田現照君。

〔竹田現照君登壇、拍手〕

○竹田現照君 私は、日本社会党を代表いたしまして、たゞいま趣旨説明のありました二法案に關し、若干の質問をいたします。

今回の土地収用法の改正の目的は、「近年の地価高騰にかんがみ、政府は総合的な地価対策を逐次実施しつつありますが、その一環として、公共

事業のための用地取得制限の改善をはかる必要がああります」と、土地対策の大前提を強調しております。総理も、今国会の冒頭、施政方針演説の中

で、社会開発を力説され、「すべての国民が希望に満ちた明るい生活を営むことができる豊かな社会をつくり出すこと」を約束なさいました。社会開発の具体的な目的であります。住宅対策の確立は、土地政策の確立によって初めて初めて現実化するものであります。今日まで歴代内閣が、繰り返し、住宅対策、土地対策の確立を表明しながら、何ら見るべきものはありませんが、この際、佐藤総理

は、いかなる決意をもって土地対策を確立なさるお考えであるのか。さらに、政府は、昨年八月十七日、地価対策閣僚協議会を設置されました。国民の切望してやまない地価安定対策が、本改正案によって確実にはかられるものなのかを、あわせて総理の明確なるお答えを承りたいのであります。

以上が土地収用法の一部を改正する趣旨でござります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

竹田現照君。

〔竹田現照君登壇、拍手〕

○竹田現照君 私は、日本社会党を代表いたしまして、たゞいま趣旨説明のありました二法案に關し、若干の質問をいたします。

建設行政の所信を表明された際、次のような土地政策、すなわち、地価高騰を生み出す住宅用地、公共用地の確保の障害を取り除き、地価安定をは

度及び税制の改善など、総合的施策を実施することを明らかにされたのであります。本改正案が、

ます。総理も、今国会の冒頭、施政方針演説の中このよだな総合的施策の全面的な実施に沿って提案されたものであるかを、明らかにしていただきたいのであります。

わが党は、土地政策の基本的な理念を、「土地は、私有財産としての権利とともに、国民全体の福祉のために有効に活用する義務を伴うものである」と定めております。建設大臣が、建設行政の所信表明の立場で約束されましたように、本改正案が、真に有効適切な効果を果たすものであるならば、私ども、その趣旨に反対するものではありません。しかし、地価安定対策には、提案理由で述べておりますように、総合的な地価対策が実行されることが、何よりも大前提とされなくてはならないのであります。いまさら申し上げるまでなく、法律が提案されるときは、あたかも、その法律すべての矛盾が解決されるかの錯覚にとらわれるものであります。

土地収用法の改正を振り返りますと、たとえば、三十六年の公共用地の取得に関する特別措置法が提案されましたときも、この特別措置法によって、収用手続の円滑化、補償に対する「ねどり」の防止に伴う投資効率の有効化等が解決するかの如く、政府は答弁なされたはずであります。その後、三十九年の土地収用法改正の際、国会は、地価安定対策の強化に関する決議案を満場一致で可決せざるを得ない事態を迎えたのであります。

今日、再び地価が驚くべき高騰にあることは、あらためて申し上げるまでもないことであります。

収用法が效度にわたって強化されながら、砂上樓閣のこととく、地価安定が実現できなかつた基本的な原因はどこにあつたのか、政府は、まず、これを深刻に反省すべきことであります。特に、総合的対策に目をつぶり、安易な強権力の行使にのみとらわれていたことが、今日の地価の混乱を生み出したものと思うのであります。

建設大臣が、所信表明で明らかにされた土地対策で、今国会に提案されたものは、本改正案と、これに関連した税法の一部改正法律案にとどまつております。総理が施政方針で強調された住宅対策の土台となります住宅用地の確保を、どのようにして実現なさろうとするお考えでありますか。総理並びに建設大臣の御見解をお聞きいたしました。

さらに、地価高騰の基本原因であります投機対象、思惑買いたい、どのように規制されようとしているのでありますか。本改正案は、土地収用の対象から除外される周辺部、すなわち近傍類地の地価を規制する働きを持つておりません。地価高騰を野放しして地価安定を強調されても、それは絶然ことと言うほかないません。近傍類地の起

業利益を社会に還元させ、土地の有効利用を促進する施策の実施こそ、まず取り組まねばならぬ土地対策であります。建設大臣並びに大蔵大臣のお考えはいかがでありますか。

次に、土地利用計画についてであります。統一を欠いた今日の土地法体系のもとにあっては、土地利用の混乱がもたらされるのは必然であります。特に大都市及びその周辺部におきましては、あらゆる機能が集中し、土地利用も多面に及んでおり、将来の発展を予測した、広域的、総合的な土地利用計画の策定が絶対に必要であります。しかるに、わが国の土地利用に関する規制は、法制的にも行政的にも不備であり、特に都市地域においては、無計画に造成開発される宅地化は、がけくぞれ等の危険な宅地造成はじめ、交通、衛生、教育等の環境劣悪な市街地化が進められています。特に大きな問題は、建設、農林両省間の調整のないままに、無秩序に広がる農地へのスプロールであります。これは、国の基本産業であります農業を荒廃させているものであります。基本的には、土地と産業の有効利用を高める土地利用区分の計画が何ら顧みられていないからであります。一休、国土総合開発法に基づく地域総開発計画、都道府県総合開発計画は、どうなつているのでありますか。これらの開発計画が民主的な機関で十分な検討を経て策定をされ、その事業遂行のために当該土地がどうしても必要であるなどについて、客観的に証明され、初めて公共事業の方向は確立をし、国民の理解と協力が得られることがあります。首都圏整備計画や幹線自動車道計画の変更など、土地利用計画のあいまいな事

例を多く見るのであります。公共性のもとに策定し、収用権という国家権力を発動しようとする事業計画が簡単に変更されている事実は、納得できないところであります。真に公共的な不動の土地利用計画が確立されて、初めて、国家権力の發動も理由づけられると思うであります。この改正案がどのような役割を果たすものであるのか、その位置づけを、経済企画庁長官、建設大臣並びに農林大臣から明らかにしていただきたいのであります。

次に、今回の土地収用法改正案について具体的な疑問を若干質問いたします。

第一は、土地の補償額の決定であります。真に公共性を持った事業であっても、その遂行にあたっては、国民の公平な負担のもとに行なわれなければならぬことは当然のことであります。土地に関する法体系が整備されていない現在、公平な負担の実現をはかる損失補償の決定は非常に困難であります。これが用地取得の長期化現象となつてあらわれてゐることは事実であります。政府は、これらの原因を、単なる被取用者側のごね得横行のためであるときめつけるのでありますか。不動産の鑑定評価制度が十分に確立されていない現状は、収用補償は一方的に起業者の裁量によつてのみ見積られるのであります。資本主義経済体制のもとにあっては、国民は、お互に、しおぎを削り合う生活を余儀なくされているのが実態であります。すなわち、大部分の事業は、任意協議によって用地取得交渉が進められ、それが難

渡は、土地所有者にとつてはまさに重大な問題であります。事業の早期完成にのみ奔走するのではなく、その前に、国民即ち被取用者の立場を十分に考慮した生活再建保障の基準確立や現物補償の徹底など、損失補償体系の整備をはかることが必要であると思うであります。憲法の規定する「正当な補償」との関連のもとに、その具体的な方法についてお答えをいただきたい。

第二は、物価スライド制の採用についてであります。当初、建設省は、「土地は商品ではない」という、いわゆる瀬戸山構想に基づいて、補償額を事業認定時の価格に凍結する方針であったはずであります。しかし、提出された法律案が物価スライドを取り入れたことは、土地はやはり商品であるということを政府みずからが明らかにしたものです。この点について建設大臣はどのように説明をなさるのか。構想変更の経緯とその理由を明らかにすると同時に、政令で定める修正率はどういう内容を持ち、不平等を生じない算定であるのかを、あわせてお答えをいただきます。

第三は、現行土地収用法の運用についてであります。

公共事業件数は、年間五万件とも十万件ともいわれておりますが、収用法に基づく事業認定にかかるものはわずかに四百件にすぎないのが実態であります。すなわち、大部分の事業は、任意協議によって用地取得交渉が進められ、それが難航してはじめて収用法を適用する状態であります。

意協議開始より収用裁決を得るまではかなりの期間が経過し、いわゆる「ねむれもの」の過程であります。このように、用地取得が長期化する現象は、まさに法適用の回避と運用の不徹底に基因することは明らかであります。現行法の運用がこのように不十分のままに法改正を行ふ急ぐことは、全く理解に苦しむところであります。現行法適用の実態についての見解を承りたいのであります。

第四は、収用委員会の性格についてであります。収用委員会は、従来より、収用制度の中核的機関としての大きな役割を果たしているのであります。特に、今回の改正によってその役割はさらに重大なものとなるのであります。しかしながら、収用委員会の中立公正な裁決を求めるための制度上の保障は一体どことにあるのでしょうか。収用委員会委員の任命について、たゞえ都道府県議会の同意を経るにしても、公共事業の施行者となることの多い都道府県知事が任命することになつてゐるため、被取用者にとっては中立公正な裁決が期待できず、ます最初から不信の念を抱かざるを得ないのであります。これは、ひとり用地取得の円滑化が阻害されるのみにとどまらず、土地収用制度全般への不信となるのであります。収用委員会の権限がより大きな意義を持つことになる今回の改正にあたつて、その性格について建設大臣の見解を承ります。

最後にお尋ねいたしたいことは、改正法施行法

案についてであります。

従来ばらばらでありました土地収用法規を整理統合することは必要なことであります。ただ一つ納得のできないことは、施行法案の第二十二条に当たります日米安保条約に基づく土地収用の特別措置であります。土地収用法の目的は、国民の私権を尊重しつつ公共の福祉の増進を同時に実現しようとする、憲法の精神にのつとめたものでなくてはならないであります。それゆえに、米軍基地に土地収用法を適用することが日本国民の福祉の増進に役立つとは考えられないのではあります。さらに、本改正案の提案目的にありますように、土地安定策に寄与するものが、この米軍基地の提供によってどのように生ずるものなのであります。米軍基地への安価な土地提供は、何ら日本の地価安定をはかるものではなく、むしろこれによって、狭い国土がさらに狭くなり、必然的に地価上昇を引き起こすおそれがあります。さらには、米軍基地の拡張、補償も、この土地収用法の強権によつて日本国民になお一そうの犠牲をしいるものとなるおそれは、過去の軍事基地反対の幾多の経験からかんがみまして十分に生ずるのであります。從来の安保条約に基づく規定を、今回の地価安定をばかり公共の福祉を目的とした土地収用法改正に關する施行法に挿入しようとすることは、今までの私生子を公に認知しようといたしまして、法の目的に違反するものと思うのであります。これがつきまして総理の御見解

を特に承り、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣(佐藤榮作君)登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君)お答えいたします。

土地の問題、これは地価そのものにも問題があります。また、土地取得もたいへん困難でありますから、この二つの面で非常な重大な問題であり、国民生活を圧迫し、ときに公共事業の円滑な遂行を妨げる、こういう事が起きているのであります。ところが、この問題を解決することは非常にむずかしい問題であります。ことに、戦後の私権第一といいますか、そういう立場からこのことを考えてみますと、たいへんむずかしい問題です。したがいまして、早急に解決をしなければならないことはわかつていながらも、それぞれの立場におきましてそれぞれの議論をするので、結論を出すことがいままで困難でありました。しかし、昨年来、政府の中におきまして、地価安定のために、またその取得を容易にするために、閣僚懇談会を開いて、そうして急いで結論を出したわけであります。お説にもありましたように、これは総合施策、総合対策を立てない限り、もう土地の問題は解決はできない、かのように思つて、政府もさように考えておりますが、その総合施策の一環としていたしまして、今回土地収用法を改正する、また同時に、税制も改正いたしまして、土地の譲渡益に対しても、課税方式を変えることによって、今後特殊な者だけが利益を受けるというようなことであります。つまり、課税方式を変えることによって、土地は高くなるものだと、こういう

もちろん、お説にもありましたように、法律だけではこのような問題が解決するとは私は思いません。國民各界各層の方々の積極的な協力がない限り、十分の成果をあげ得ないと、かように思つておりますので、法律並びに税制を改正するこの機会に、國民各界の理解ある協力を求めたい、かように思つておる次第であります。

政府は確信があるがというお説であります。私は、ただいま申し上げるよろしく、総合的な施策を必要とする、その意味において積極的に協力を求める、その方法として、ただいま改正をお願いしておるわけであります。なお、社会党におきましてもいろいろ御議論のことだと思いますが、その詳細等は、十分、委員会において御審議をいただきたいと、かように思います。

次に、住宅用地の問題でありますが、これは申すまでもなく、社会開発の面から見ましても、また、国民生活を向上させ面から見ましても、住宅问题是大きなただいまの政治上の課題であります。そういう意味で、日本住宅公団や住宅金融公庫等で宅地を公的に提供するばかりでなく、やはり民間の開發助成につきましても積極的に政府が手を伸ばす、そうして、官民一緒になりまして宅地の確保に努力するつもりでございます。

また、土地の高騰についてのお尋ねがありましたが、申すまでもなく、需給の不均衡が今日の地価を上げておる一番大きな原因だと思いますが、とにかく、そのようなふうにお願いいたします。

○國務大臣(瀬戸山三男君)お答えいたします。

いま収用法の改正に伴いまして、竹田さんが御

いません。基本的には、正直なところ、地価対策は、あるいは土地制度というものについての施策は、やや手おくれであります。手おくれでありますけれども、皆さん御承知のような事態であるし、弊害がきわめて大きくなつておりますから、私どもは、今日あるいは今後の施策として、この際、ぜひひ、やはり相当強力な地価対策あるいは土地制度の確立をはかるべき段階に来ている、かような判断に立つて、微力ではありますけれども努力しておるということを、ぜひ御了承願いたいのであります。

そこで、大局的なことは総理からお話をありますたし、なお、委員会等で御審議を願うことといたしますが、この改正案についていろいろお話をがありました土地の補償の問題というものは、なかなかむずかしい問題であります。私は、憲法二十九条の中で、私有財産権を保障するという場合に、土地の問題と、その他の一般財産の問題とを、同列に考へるということは間違いである、といふことが前段である、かような考えをもつて土地制度を確立し、また地価の補償というものを考えるべきである、という基本的な態度を持つておる、

それが正しいのである——評価の場合は、あるいは、原価の問題、あるいは利用度の問題、あるいは付近の土地の価格の問題、いろいろ総合してきめることになっておるわけであります。が、基本的な考え方はさよくなことである。土地によつて特別の不当な利益を得ると、ということは憲法は保障しておらない、かような考え方でござります。

らいでもないという原則に立つて、進むべきものであると考えております。

それから、今度改正案に盛りましたいわゆる裁決時の価格ということは非常に弊害があるから、事業認定の価格にすべきであると、こういう私どもの最初の原案であったのが、今日、スライド制と申しますか、実際収用裁決があるまでの間の物価の修正率を掛けてこの案になつておるのは、後退ではないか、間違いではないか、こういうお尋ねであつて、御議論の点はごもつともあると思ひます。しかし、これはぜひ御理解願いたいのは、裁決をいたしまして、——実際裁決する場合は比較的少ないのですが、その際に、今度の法律は、提案しておりますように、事業を認定した際の価格に固定いたします。したがつて、その際、その日に払えば問題ないのでありますけれども、裁決時までの間にやや時間がかかります。今度の改正では手続を簡素にしておりますから、従来のように長くかかりませんけれども、いずれにいたしましてもそこに期間がある。物価等の変動によりまして、その日に払つてもらえなければ、ありますけれども、やや後に残るということになりますと、やはり、たとえばその日に払つて、あるいはほかのものを買うとか、あるいは銀行に預けておけば、ある程度の金利等の利益があるので、補償される場合だけが固定されるとということは、憲法の正当な補償に反するのではないかという考

え方があります。これも私は、しないでもっとあると思いますので、これは地価の高騰をスライドするといふことになしに、この基準はいま検討しておられますけれども、政令で一定の率をきめておくと、こういう方式をとりたい。これは憲法二十九条の解釈の問題から来ておるということを御理解願いたいのであります。

それから、現行収用法の運用が適当でないじゃないか——全く適当でありませんから、今度の改正をいたした。従来は、ただ公共事業であるといふ認定をするだけの効果しかありません。それと、もう一つは、今度の場合、この事業認定がありますと、そこで価格が固定される、一面においては税制のほうで利益がある、こういう効果がありますので、今度はこの収用法を適用いたしませんと、価格の問題がきまりません。固定されません。そういうことがありますから、今度は、そういうことのないようにする。と同時に、従来、収用法に対する考え方が、行政府も、一般国民の方にも、非常に私は誤解があつたと思う。先ほどおっしゃったように、年間四百件そこそこというようなことでは、法律を運用しない責任は行政府に多くあつたと思いますので、今度は、原則として収用法によってやるべきであると、かよくな考え方を持つておるわけであります。

ほどお話をになりましたように、これは都道府県議会が承認をして、そして知事が任命するといふことになつております。もちろんその個人の選任のよし悪しは、これはいろいろ議論がありますけれども、制度いたしましては、ちょうど裁判官の任命を政府がいたしますけれども、これは全く独立な行政機関でありますから、収用委員会は独自の見解で、何にも左右されないで、その学識経験によって価格を評価する。こういう性質のものでありますから、制度自身には問題はないと思ひます。しかし、おっしゃるとおりに、必ずしも適切に行なわれておるとは思いませんから、今後はもつとその運用と申しますか、本来の使命を果たせるような収用委員会にすべきであるということは、お話をとおりに伺つておきたいと思ひます。まだあると思いますが、これで御答弁を終わりたいと思います（拍手）

〔国務大臣福田赳氏登壇、拍手〕

○国務大臣（福田赳氏君） 今回の土地収用法の改正にあたりまして、土地の売買に関する税法の改正の御審議をお願いいたしております。その趣旨は、従来の土地収用におきましては、収用価格が収用時の価格になつてゐる。今度はそれを改めまして、計画発表時の価格に物価のスライドをさせたものと、こういうふうにいたします。実際から見ますと、収用価格が従来に比べまして相当下がる、そういうふうに思われるわけであります。そ

収用価格と取得価格との差、つまり土地の売買に対する取得であります。それに対する課税、これがどういう、その軽課の措置をとったわけであります。ところが、収用される人は、今度は軽課の措置をとるにいたしましても、もとの収用され価格がずいぶん安くなつてしまふ。それにもかかわらず、隣地の人々、これは従来どおり高い値段で土地を売買できる、こうなることになる。そこに大きな不均衡が出てくる。そういうようなことを考えてまして、収用される土地以外の一般の土地の売買につきましては、この際、重課をする、というふうにして権衡をとらうといふ考え方であります。また、この重課の改定におきましては、地価格の安定といふよくなことを考えまして、従来の課税が所得を中心的に課税するのに対しまして、土地の増価益、これを中心にして課税をしようという改正をいたしておるわけなんであります。したがいまして、今回の改正ができると、値上がり待ちで売り惜しみといふような傾向に対しましては、相当ブレーキがかかると思います。また、値上がりによる利得を目的としたままにして投機的な土地の買収を行なうといふような意欲に対しましては、水をかけるといふ、こうしたことになると思いますので、税法改正は、そういうのは、税の問題というのは、こゝこれは頃本をもつておられます。かようて考えております。ただ、地価問題と対する取得であります。それに対する課税、これがどういう、その軽課の措置をとったわけであります。

な問題であるといふに考えております。根本は、やはり地価といえども、これは価格の問題であります。これは需給の関係でありまして、どうしても基本的には、地価で一番問題になつております。住宅地の価格、こういうことに思いをいたして、大量の住宅地を造成し、供給力を増加する、そういうところに主眼を置いた総合的な施策、これがなければこの問題は解決しない、かように考えます。して、昭和四十一年度の予算におきましても、御承知のように、住宅公団、住宅金融公庫、そういうもののほうを強化する、あるいは事業量を拡大するとか、あるいは民間の宅地造成に対しましては信用保険制度を強化するとか、あるいは過密都市対策、そういうような見地から都市開発特別会計を設置するといふようなことを進めまして、宅地の供給をふやす、いふところに、きめこまかい努力をいたしているのであります。が、今後とも、総合的な見地からこの問題の解決に当たっていきたい、かように考えております。(拍手)

【国務大臣坂田英一君登壇、拍手】

○国務大臣(坂田英一君) 農地につきましては、現在、無計画に潰滅することのないようだ。農地法による転用の規制を行なつておるわけでござります。今後もその適正な運営につとめてまいりました。かように存じております。

それから、土地を計画的に利用することにつきましては、これはきわめて重要なことであります。が、国土の計画的、合理的な利用に資するため種々の調査が行なわれておるところであります。

が、土地利用計画を全国にわたって制度的に確定することには、農業のみでなく、各種の産業施設、公共施設の利用も含めて、総合的に検討する必要があります。技術的にも種々困難な問題がありますので、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、当面の措置をいたしまして、首都圏整備計画その他の地域的な市街地開発計画等が存する場合には、建設省その他、関係省との協議によりまして、土地利用の計画について調整を行なつてまいりたい、かよろしく存じております。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 国土の総合開発計画につきましては、御承知のとおり三十七年閣議決定をいたしまして、その後、国土総合開発審議会で計画の推進をいたしております。しかし、同時に、御指摘もありましたように、地方住民の意見を十分に反映させてまいらなければなりません。したがいまして、地方開発計画が、東北、九州、四国、北陸、中国等にそれぞれできております。それらの意見等も十分に実施計画に取り入れてまいらなければなりませんし、また、特定地域の開発計画が、御承知のとおり、新産業都市なり、あるいは工業特別地域なり、低開発地城工業開発促進法なり、種々ございます。それらとの内容的な兼も考えてまいらなければならぬと思います。同時に、都府県の計画、これは法律で定められておりませんけれども、今日おおむね

第一条に次の二項を加える。

3 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行なうことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。

第二条第一項及び第二項中「求」を「求め」に改め、同条第三項中「他の公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第三条第一項中「ついて、公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第二項中「求」を「求め」に改める。

第十一条第一項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加える。

第十三条第二項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第十四条第一号中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第十五条第一項中「第一次試験」を「公認会計士試験の各試験」に、「五百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は、千円を、受験手数料として」を「当該試験の種類」とし実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を」に改める。

第三十条に次の二項を加える。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該

公認会計士について前二項の規定を準用する。

第三十三条第一項中「前条第一項」の下に「(第四十六条の十二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の二号を加える。

四 事件に關係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に關係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。

第三十四条の次に次の二章を加える。

第五章の二 監査法人

(設立)

第三十四条の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の一において同じ。)は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

(名称)

第三十四条の三 監査法人は、その名称中に監査法人といふ文字を使用しなければならない。

(業務の範囲)

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行なうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 第二条第二項の業務

二 会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習

(登記)

第三十四条の四 監査法人は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(要件)

第三十四条の五 監査法人は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(登記)

第三十四条の六 監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(登記)

第三十四条の七 監査法人を設立するには、そ

イ 第三十条又は第三十一条の規定により

業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

ロ 第三十四条の二十一の規定により監査法人が設立の認可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

ハ 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 業務の執行に関する事項

六 業務の執行に関する事項

(認可)

第三十四条の八 大蔵大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請に係る監査法人が第三十四条の四各号に掲げる要件を備えているかどうか並びに設立の手続及び定款の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、その認可をしなければならない。

(成立の時期)

第三十四条の九 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款の変更)

第三十四条の十 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十四条の八の規定は、定款の変更の認

可について準用する。

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについて

は、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 監査法人が株式を所有し、又は出資して

いる会社その他の者の財務書類

二 前号に定めるもののほか、監査法人又は

その社員が著しい利害関係を有し、又は過

去一年以内に著しい利害関係を有した会社

その他の者の財務書類

三 前項第一号の著しい利害関係とは、監査法

人又はその社員が会社その他の者との間にそ

の者の営業、経理その他に関して有する関係

で、大蔵大臣が監査法人の行なう第二条第一

項の業務の公正を確保するため必要かつ適当

と認めて大蔵省令で定めるものをいう。

四 前項第二号の著しい利害関係とは、監査法

人又はその社員が会社その他の者との間にそ

の者の営業、経理その他に関して有する関係

で、大蔵大臣が監査法人の行なう第二条第一

項の業務の公正を確保するため必要かつ適當

と認めて大蔵省令で定めるものをいう。

(監査法人の業務の執行方法)

第三十四条の十二 監査法人は、その社員以外

の者に監査又は証明の業務を行なわせてはな

らない。

2 監査法人が会社その他の者の財務書類につ

いて証明をする場合には、当該証明に係る業

務を執行した社員は、当該証明書にその資格

を表示して自署し、かつ、自己の印を押さな

ければならない。

3 第二十五条の規定は、監査法人が会社その

他の者の財務書類について証明をする場合に

準用する。

(広告事項の制限)

第三十四条の十三 監査法人は、その名称、事

務所の所在地、社員の氏名その他大蔵省令で

定める事項以外の事項を広告してはならな

い。

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、自己若

しくは第三者のためにその監査法人の業務の

範囲に属する業務を行ない、又は他の監査法

人の社員となつてはならない。

(会計年度)

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎

年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終

わるものとする。

(財務諸表等の作成及び提出)

第三十四条の十六 監査法人は、毎会計年度経

過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書

並びに業務の概況その他大蔵省令で定める事

項を記載した業務報告書を作成し、これらの

書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(法定脱退)

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲

げる理由によつて脱退する。

一 公認会計士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 除名

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理

由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の監査法人との合併

四 破産

五 設立の認可の取消し

二 前項第二号に掲げる理由による解散は、大

蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生

じない。

三 清算人は、第一項第一号に掲げる理由によ

り監査法人が解散した場合には、遅滞なく、

その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

い。

(合併)

第三十四条の十九 監査法人は、総社員の同意

があるときは、他の監査法人と合併することができます。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏

のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のな

いものとして証明したとき。

二 社員が相当の注意を怠つたことにより、

重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類

を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものと

して証明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令

に違反し、又は運営が著しく不当と認めら

れるとき。

2 合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、

その効力を生じない。

3 合併は、合併後存続する監査法人又は合併

2 第三十二条から第三十四条までの規定は、

前項の処分について準用する。

3 第一項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分をあわせて行なうことを妨げるものと解してはならない。
 (民法の準用等)

第三十四条の二十二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百三十六条规定から第一百三十七条まで、第一百三十八条の規定は、監査法人について準用する。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、監査法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第一項中「前項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

3 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、監査法人の外部の関係について準用する。

4 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、監査法人の社員の脱落について準用する。この場合において、同法第八十六条の規定は、監査法人の社員の脱落について準用する。

5 商法第百条及び第百三条の規定は、監査法人の合併について準用する。この場合において、同法第一百条第一項中「合併ノ決議ノ日」とあるのは、「合併ノ認可アリタルトキハソノ認可ノ通知アリタル日」と読み替えるものとする。

6 商法第百十六条から第百十九条まで、第一百二十条から第百二十二条まで、第一百二十三条及び第二项、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十八条から第百三十三条まで、第一百三十四条ノ一、第一百三十五条並びに第百四十五条から第百四十五条までの規定は、監査法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百十七条规定から第百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号」と読み替えるものとする。

7 破産法(大正十一年法律第七十一号)第一百二十七条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

8 会員の受ける報酬に関する標準を示す規定

9 会員の研修に関する規定

10 会員の実務補習に関する規定

第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

第二章の次に次の二章を加える。

第六章の二 日本公認会計士協会
 (設立、目的及び法人格)

第四十三条 公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会(以下「協会」という。)を設立しなければならない。

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るために、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうこととする。

3 協会は、法人とする。
 (会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 入会及び退会に関する規定

三 会員の種別及びその権利義務に関する規定

四 役員に関する規定

五 会議に関する規定

六 支部に関する規定

七 会員の品位保持に関する規定

八 会員の受ける報酬に関する標準を示す規定

十一 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

十二 会費に関する規定

十三 会計及び資産に関する規定

十四 事務局に関する規定

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 第四十六条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

4 第四十五条 協会は、その目的を達成するため必要な事項は、支部を設けることができる。

5 第四十六条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

6 第四十五条 協会は、会則を守らなければならぬ。

7 第四十六条 協会は、会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

8 第四十六条 第二項の二 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

9 第四十六条 第二項の三 会員は、協会の会則を守らなければならない。

10 第四十六条 第二項の四 協会は、会長、副会長その他者の実務補習に関する規定

第41条中「理財局」を「証券局」に改める。

第43条中「理財局」を削り、第四十一条中「理財局」を「証券局」に改める。

第46条の二 会員は、協会の会則を守らなければならない。

会則で定める役員を置く。
2 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

(総会)

第四十六条の五 協会は、毎年、定期総会を開かなければならぬ。

2 協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第四十六条の六 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第四十六条の七 協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第四十六条の八 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諸問に答申することができる。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十一条、第三十二条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めたときは、大蔵大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の報告があつた場合について適用する。

(報告及び検査)

第四十六条の十一 大蔵大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に對し、報告若しくは資料の提出を

求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総会の決議の取消し及び役員の解任)

第四十六条の十二 大蔵大臣は、協会の総会の決議又は役員の行為が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の取消し又は役員の解任を命ずることができる。

(建議及び答申)

第四十六条の十三 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協会について準用する。

2 第三十二条第一項中「又は外国公認会計士」を「外國公認会計士又は監査法人」に改める。

(報告等の徵取)

第四十六条の十四 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協会について準用する。

2 第三十二条第一項中「場合を含む。」の下に「又は第四十九条の二」を加える。

3 第三十二条第一項を次のよう改める。

2 第三十二条第一項又は第四十九条の二を加える。

3 第三十二条第一項又は第四十九条の二を加える。

2 協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。

3 第三十二条第一項又は第四十九条の二を加える。

2 協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。

3 第三十二条第一項又は第四十九条の二を加える。

報告又は資料の提出を求めることがある。

第五十二条第一項を次のように改める。

2 第四十八条の二中「監査法人」を「外國公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

3 第五十三条第一項中「場合を含む。」の下に「又は第四十九条の二」を加える。

2 第四十八条の二中「監査法人」を「外國公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

3 第五十三条第一項又は第四十九条の二を加える。

五十三条第一項第二号又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を課す。

第五十四条第二号中「第四十八条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第五十五条中「第十六条の二第四項」の下に「及び第三十四条の二十一第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は本則中第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人は又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第三十四条の十六の規定に違反して書類の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第三十四条の二十二第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

四 第三十四条の二十二第五項において準用する商法第一百条第一項又は第三項（同法第

百七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第三十四条の二十二第六項において準用する商法第一百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

六 第六十三条第三項中「並びに第四十九条」を「第四十九条並びに第四十九条の三」に改め、同条第十項に次の一号を加える。

四 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

「日本公認会計士協会による登録」を「への登録」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第四項中「第十九条」の下に「第十九条の二」を加える。

第十八条中「及び会計士補名簿は、大蔵省」を「会計士補名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会」に改める。

第十九条第一項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第三項中「大蔵省に備える」を「日本公認会計士協会による」に、「登録」を「登録」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第四項中「第十九条」の下に「第十九条の二」を加える。

二 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対しなんらの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、大蔵大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

八 資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四十六条の十の次に次の一条を加える。

（資格審査会）

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

二 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否につき必要な審査を行なうものとする。

きる者であると認めたときは、「登録を行ななければならない」を「登録を行ない、登録を受けなければならない」と「登録を行なう」とする。

十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならないに改め、同条に次の二項を加える。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（登録を拒否された場合の審査請求）

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、大蔵大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

七 公認会計士及び会計士補の登録に関する事務

第四十四条第一項中第十四号を第十六号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

八 資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四十六条の十の次に次の一条を加える。

（資格審査会）

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

二 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否につき必要な審査を行なうものとする。

第二十一条の中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（登録及び登録の抹消の公告）

第二十二条の二 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を官報をもつて公告しなければならない。

第三条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

並びに公認会計士及び会計士補の登録に関する事務

第四十三条第二項中「事務」の下に「を行ない、第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、大蔵大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

七 公認会計士及び会計士補の登録に関する規定

第四十四条第一項中第十四号を第十六号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

八 資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四十六条の十の次に次の一条を加える。

（資格審査会）

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

二 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否につき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。	(協会の設立に関する経過措置)
4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。	2 日本国公認会計士協会(以下「協会」といふ。)を設立しようとするときは、三十人以上の公認会計士及び外国公認会計士が設立委員となり、設立に関する事務を行なわなければならない。
5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する大蔵省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。	3 設立委員は、第一条の規定の施行の日から五月以内に、協会の会則を定め、設立総会の議を経て、当該会則について大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。
6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日の二週間前までに、公認会計士及び外国公認会計士に書面で通知するとともに、大蔵大臣に報告しなければならない。
7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。	5 設立総会は、公認会計士法第四十六条の四の規定による会長及び副会長となるべき者を選任しなければならない。
8 第五十三条第二項中「第十九条」の下に「第六十三条第三項中「第十九条」の下に「第十四条の十二」に改める。	6 設立総会の議決は、公認会計士及び外國公認会計士の三分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならぬ。
9 第二十一条、第二十二条を、「どあるのは、「計理士」との下に「日本公認会計士協会」とあるのは、「大蔵大臣」と」を加える。	7 設立委員は、附則第三項の認可があつたときは、選舉なく、その事務を附則第五項の規定により選任された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。
10 附則	8 附則第五項の規定により選任された会長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、選舉なく、政令で定めるところによつて、協会の主たる事務所の所在地において設立
11 (施行期日)	9 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。
12 1 この法律中第一条及び次項から附則第二十一項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十一項から第二十五項までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。	10 この法律に規定するもののほか、協会の設立に関する必要な事項は、政令で定める。
13 1 この法律中第一項から附則第二十一項までの規定は、公認会計士法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。	11 昭和二十八年四月一日に設立された社団法人日本公認会計士協会は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。
14 1 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。	12 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、選舉なく、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。
15 1 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。	13 前項の認可があつたときは、社団法人日本公認会計士協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、社団法人日本公認会計士協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
16 1 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。	14 社団法人日本公認会計士協会の解散の登記に關し必要な事項は、政令で定める。
17 1 第四条第五十三号及び第十条の二第九号中の「監督」の下に「並びに監査法人及び日本公認会計士協会の監督」を加える。	15 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
18 1 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。	16 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の登記をしなければならない。
19 1 第十九条第七号中「税理士法」を「日本公認会計士協会、税理士会」に、「税理士法」を「公認会計士法、税理士法」に改める。	17 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百二号)人」を加え、同条第二項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加え、「(昭和二十三年法律第二百三号)」を削り、「第二十四条」の下に「若しくは第三十四条の十一第一項」を加え、同条第三項中「公認会計士の」を削り、同条第四項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第五項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を、「第三十条」の下に「又は第三十四条の二十一第一項第二号若しくは第二号」を、「当該公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。
20 1 第十九条第七号中「税理士法」を「日本公認会計士協会、税理士会」に、「税理士法」を「公認会計士法、税理士法」に改める。	18 第七十二条の五第一項第二号中「弁理士会」の下に「日本公認会計士協会」を加える。

官報外号(一)

格は名譽職的なものとすること、等であります。

当委員会におきましては、行政相談委員の性

格、業務の範囲、その処遇、行政不服審査法の施
行状況、行政手続法制定に関する政府の所見、臨

時行政調査会の改正意見の措置状況等について、
質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲
りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、
本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、
これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ
て本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第十、畜産物の価格
安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員
長山崎育君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改
正する法律案

右

昭和四十一年二月十五日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

第三十八条第一項第六号中「技術の指導の事
業」の下に「肉用牛の生産の合理化のための事
業」を加え、「第四十五条の二において」を削り、
「当該事業」を「指定助成対象事業」に改める。

第四十条中「農林省令で定める規格に適合する
ものに限る」を「牛肉を除く」に改め、同条の次に
「当該事業」を「指定助成対象事業」に改める。

第四十五条の二中「業務に要する経費として」の
下に「第五十四条の三第一項の交付金に係る資金
から」を加え、「第五十四条の三第一項の資金」を
次の一項を加える。

第四十条の二 事業団は、政令で定めるところに
より、農林大臣の承認を受けて、輸入に係る牛
肉を貰い入れることができる。

第四十一条中「前条」を「第四十条」に、「第四十
四条まで」を「次条まで及び第四十四条において」
に改める。

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 事業団は、政令で定めるところ
により、その保管する輸入に係る牛肉を中央卸
売市場において売り渡すものとする。ただし、
この方法によることが著しく不適当であると認
められる場合においては、政令で定めるところ
により、農林大臣の承認を受けて、随意契約そ
の他の方法で充り渡すことができる。

第五十三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、輸入に係る牛肉についての第三十八
条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十
八条第一項の特別の勘定においては、その残余
の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて
得た額に相当する額を、政令で定める額に達す
るまで、積立金として積み立てなければならない
い。

第五十三条に次の二条を加える。
2 前項の規定による売渡しは、牛肉(肉用牛を
含む)の生産条件及び需給事情その他の経済事
情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安
定を図ることを旨として農林大臣が指示する方
針に従つて、しなければならない。

第二十八条を次のように改める。
(役員の欠格条項)
第二十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常
勤の者を除く。)は、役員となることができな
い。

及び第四号中「第四十一条」の下に「又は前条第一
項」を加える。

第四十四条中「又は指定食肉」を「指定食肉又
は輸入に係る牛肉」に改める。

第四十五条の二中「業務に要する経費として」の
下に「第五十四条の三第一項の交付金に係る資金
から」を加え、「第五十四条の三第一項の資金」を
次の一項を加える。

第四十八条第一項中「第三十八条第一項第五号
の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)
及び」を「輸入に係る牛肉についての第三十八条第
一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附
帯する業務を含む。以下同じ。)に係る経理、同項
第五号の業務(これに附帯する業務を含む。以下
同じ。)に係る経理並びに」に改める。

第五十三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、輸入に係る牛肉についての第三十八
条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十
八条第一項の特別の勘定においては、その残余
の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて
得た額に相当する額を、政令で定める額に達す
るまで、積立金として積み立てなければならない
い。

第五十三条に次の二条を加える。
3 事業団は、輸入に係る牛肉についての第三十八
条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四
十八条第一項の特別の勘定において第一項本文
に規定する残余を生じたときは、第四十八条第
二十九号列記以外の部分中「第四十一条」の下に「若しくは前条第一項」を加え、同条第三号

一項の規定にかかわらず、その残余の額から第一項たゞし書の規定により積立金として積み立てた額を差し引いて得た額を、第三十八条第一項第六号の業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

第五十四条の二に次の二項を加える。

2 政府は、輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十一条並びに第四十二条の二第一項に改める。

二項の特別の勘定において第五十三条第八条第一項に規定する繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その補てんに充てるため交付金を交付することができる。

第五十四条の三第一項中「前条」を「前条第一項」に、「交付金を」を「交付金にあつては」に改め、「充てるための資金として」の下に「第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」を加え、「当該資金を」を「これらの資金」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合」を「交付金に係る資金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費に、繰入金に係る資金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費にそれぞれ充てる場合」に改める。

項中「相当する額」とある」を「法第六十二条第一項中「合計額」とある」に、「相当する額と暫定措置法第三条第一項第一号」を「合計額に暫定措置額」を「相当する額を加えて得た額」に改め

第五十七条中「この法律」の下に「及びこの法律に基づく政令」を加える。

第六十二条第一項中「額のうち」の下に「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」を加え、「相当する額まで」を「相当する額との合計額まで」に改める。

附則第十条中「並びに第四十二条」を「第四十一条並びに第四十二条の二第一項」に改める。

三条第一項本文に、「第三十八条第一項第五号及び第六号」を「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに同項第六号」に改める。

右御報告いたします。（拍手）

○山崎齊君登壇、拍手

○副議長（河野謙三君） 別に御発言もなければ、

これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

○副議長（河野謙三君） 過半数と認めます。よ

て本案は可決せられました。

○副議長（河野謙三君） 日程第十一、失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長千葉千代世君。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の修正すべきものと議

決した。よつて要領書を添えて、報告する。

決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

統いて、矢山委員より、自民、社会、公明の三

党共同提案として、肉用牛の改良増殖等、生産対

策の推進、牛肉の輸入の適正化、輸入差益、並び

に輸入方式の改善等、四項目にわたる附帯決議案

が提案され、これまで、全会一致をもつて委員会

の決議とすることに決定いたしました。

昭和四十一年五月二十六日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項中「昭和四十一年五月一日」を「昭和四十一年六月一日」に改め
 附則第二項中「昭和四十一年六月」を「昭和四十一年七月」に、「同年五月」を「同年六月」に改め
 附則第三項の表を次のように改める。

昭和四十一年六月	昭和四十一年六月一日	十四日分
昭和四十一年七月	昭和四十一年七月三十日まで	二十八日分
昭和四十一年八月	昭和四十一年八月三十日まで	四十二日分
昭和四十一年九月	昭和四十一年九月三十日まで	五十六日分
昭和四十一年十月	昭和四十一年十月三十日まで	七十日分

附則第四項中「昭和四十一年一月から同年四月まで」を「昭和四十一年三月から同年五月まで」に、「同年六月一日から同年八月三十日まで」を「同年七月一日から同年九月三十日まで」に改める。
 附則第五項中「昭和四十一年五月一日」を「昭和四十一年六月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における日雇労働者の賃金の実情に鑑み、日雇労働者に係る失業保険金の日額の引上げ及び保険料の改訂を行なうもので、妥当な措置と認めるが、改訂措置の実施期日について修正を行なつた。

一、費用

本法施行に必要な経費として、昭和四十一年度失業保険特別会計予算に日雇保険給付費四十億五千八百万円が計上されている。

第三十八条の十一第一項中「第一級十六円、第二級十二円」を「第一級二十四円、第二級十六円」に、「四百八十円」を「六百六十円」に改め、同条第二項中「第一級については八円、第二級については六円」を「第一級については十二円、第二級については八円」に改める。

附則

1 この法律中第三十八条の十一の改正規定及び附則第五項の規定は昭和四十一年五月一日から、第三十八条の八の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は同年六月一日から施行する。

2 昭和四十一年六月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年五月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

失業保険法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日
 衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

失業保険法の一部を改正する法律案
 失業保険法の一部を改正する法律
 第三十九条の八中「第一級三百三十円、第二級二百四十円」を「第一級五百円、第二級三百三十円」に改める。

3 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が昭和四十一年二月から同年四月までのいずれかの月であるものに対して同年六月一日から同年八月三十日までの間ににおいて同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、第二級の失業保険金の日額によるものとする。

4 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が昭和四十一年二月から同年四月までのいずれかの月であるものに対して同年六月一日から同年八月三十日までの間ににおいて同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、第二級の失業保険金の日額によるものとする。

5 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十一年五月一日以後における失業保険金の日額によるものとする。

する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

昭和四十一年五月一日	昭和四十一年五月一日	十四日分
昭和四十一年六月一日	昭和四十一年六月三十日まで	二十八日分
昭和四十一年七月一日	昭和四十一年七月三十日まで	四十二日分
昭和四十一年八月一日	昭和四十一年八月三十日まで	五十六日分
昭和四十一年九月一日	昭和四十一年九月三十日まで	七十日分

は、なむ従前の例による。

決すべきものと決しました。
以上報告いたします。(拍手)

〔千葉千代世君登壇、拍手〕

○千葉千代世君 議題の法律案は、失業保険制度の中の日雇い労働者にかかる部分を改善するものであります。保険金額の引き上げと、それに見合う保険料額の改定を内容とするものであります。すなわち、被保険者たる日雇い労働者について、六百六十円以上の賃金日額を得る者は第一級の保険金を受けるものとし、それ未満の者は第二級の保険金を受くべきものとして区分し、保険金の日額を、第一級五百円に、第二級を三百三十円とすることに改め、これに伴つて、納付すべき保険料の日額を、それぞれ二十四円と十六円に改定することといたしております。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

官外(号)

社会労働委員会においては、一、従業員五人未満の事業所に対する強制適用の見通しについて、二、失業の認定に関する基準とその運用について、三、国、労、使間における費用の負担区分及び割合について、四、制度全般にわたつての給付の率及び期間の改善について、五、日雇い労働に関する労働条件の改善及び出かせき者留守家族の援護について、等を中心として、審議が行なわれました。

實質終了後、鹿島俊雄委員から、「実施期日を一ヵ月おくらせる」旨の自民、社会、公明、民社各派共同の修正案が提出されました。

二十六日採決の結果、全会一致をもつて修正議

議員	出席者は左のとおり。	
鬼木 勝利君	河野 謙三君	副議長
山高しげり君	瓜生 清君	議員
黒柳 明君	大谷 雄君	議員
石本 茂君	鈴木 万平君	議員
横山 フク君	鍋島 直紹君	議員
青柳 秀夫君	佐藤 芳男君	議員
平島 敏夫君	大谷 雄君	議員
古池 信三君	佐藤 章君	議員
近藤 鶴代君	木村 美智男君	議員
笠森 順造君	小野 明君	議員
杉原 荒太君	高橋 雄之助君	議員
竹中 恒夫君	野々山 三三君	議員
堀本 宜実君	谷口 廣吉君	議員
山本 利壽君	後藤 義隆君	議員
内藤善三郎君	林屋 亀次郎君	議員
二木 謙吾君	中野 文門君	議員
野知 浩之君	井野 穎哉君	議員
玉置 和郎君	北條 勲一君	議員
二宮 文造君	和田 鶴一君	議員
中上川アキ君	浅井 亨君	議員
北條 勲一君	植木 光教君	議員
北條 勲一君	市川 房枝君	議員
北條 勲一君	矢追 秀彦君	議員
北條 勲一君	大高 伸君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君	内田 芳郎君	議員
北條 勤君	八田 一朗君	議員
北條 勤君	木村 陸男君	議員
北條 勤君	寺尾 豊君	議員
北條 勤君	園田 清充君	議員
北條 勤君	宮崎 正雄君	議員
北條 勤君	平泉 渉君	議員
北條 勤君	土屋 義彦君	議員
北條 勤君	高橋文五郎君	議員
北條 勤君	大森 久司君	議員
北條 勤君	源田 實君	議員
北條 勤君	小林 篤一君	議員
北條 勤君	川野 三暁君	議員
北條 勤君	龟井 光君	議員
北條 勤君	豊田 雅孝君	議員
北條 勤君	日高 広為君	議員
北條 勤君	山崎 齊君	議員
北條 勤君	丸茂 重貞君	議員
北條 勤君	熊谷 太三郎君	議員
北條 勤君		

國務大臣

內閣總理大臣

佐藤
榮作君

昭和四十一年五月二十七日 參議院会議録第二十九号

昭和四十一年五月二十七日 參議院会議録第二十九号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（配送料共）

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二一六